

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 6 日

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための
院内感染対策について

標記について、別添のとおり各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部
局宛て事務連絡を発出しましたので、その内容についてご了知いただくとともに、
貴団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 6 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための
院内感染対策について

歯科医療機関における院内感染対策については、「歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について（周知依頼）」（令和元年 11 月 22 日付け医政歯発 1122 第 1 号厚生労働省医政局歯科保健課長通知）」等において、必要な取り組みを行うよう依頼してきたところですが、今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）を受けて、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、下記の点に留意していただくよう、貴管下の歯科医療機関に周知していただくようお願いいたします。

記

1 標準予防策の徹底について

歯科医療に関連する一般歯科診療時の院内感染の予防策については、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第 2 版）」を厚生労働省ホームページにおいて公表していることから、参考にすること。

2 歯科診療実施上の留意点について

新型コロナウイルスについては、飛沫感染が主体と考えられており、標準予防策に加え、接触感染予防策、飛沫感染予防策が必要である。歯科診療においては、唾液等の体液に触れる機会が多いことや歯の切削等によりそれらが飛散することがあるなどの特性に鑑み、感染拡大防止のため、以下の点に特に留意すること。

- （1）歯科診療の実施前に、患者の状態について、発熱や咳などの呼吸器症状の有無や海外渡航歴等について確認すること。新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合については、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただくよう、患者に伝えること。
- （2）診療室の定期的な換気を実施するとともに、診療の内容に応じて、感染リスクを減らすための対策を適切に行うこと。なお、歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること。
- （3）歯科診療を行う上での留意点については、関連学会から考え方が示されているので参考にすること。

(参考)

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614803.pdf>

○一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(第2版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000510349.pdf>

○日本歯科医学会連合

新型コロナウイルス感染症について 歯科医師のみなさまへ

http://www.nsigr.or.jp/coronavirus_dentists.html